

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和4年2月25日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 令和4年2月25日（金曜日）午後1時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

第11号議案	「質疑・討論・採決」
第12号議案～第14号議案	「質疑・討論・採決」
第15号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	鈴木達雄		
委員	カークランド陽子	今泉吉孝	小林秀徳	竹下修平	齊藤竜也
	佐宗龍俊	鈴木長良	浅尾洋平	柴田賢治郎	小野田直美
	山田辰也	村田康助	山口洋一	滝川健司	中西宏彰
議長	長田共永				

欠席委員 なし

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代、請井悠人

開 会 午後 1 時 00 分

○丸山隆弘委員長 ただいまから、予算・決算委員会を開会します。

本委員会は、本日の本会議において本委員会に付託されました第 11 号議案 令和 3 年度新城市一般会計補正予算（第 14 号）から第 15 号議案 令和 3 年度新城市病院事業会計補正予算（第 3 号）までの 5 議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可いたします。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2 問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第 11 号議案 令和 3 年度新城市一般会計補正予算（第 14 号）を議題とします。

初めに、歳入、総括の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 質疑通告をさせていただいております。それに従いまして質疑をさせていただきたいと思っております。

第 11 号議案 令和 3 年度新城市一般会計補正予算（第 14 号）になります。

歳入の総括、9 ページになります。1 点目が、地方交付税の補正予算額 4 億 954 万 4 千円の内容を伺います。

2 点目、再算定で増額という説明だったのですが、どのような増額理由だったのか伺います。

3 点目、国庫支出金の補正予算額 7,886 万 6 千円の主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 それでは、3 点頂きましたので、順次お答えさせていただきます。

まず 1 点目の地方交付税の補正予算額の内容につきましては、国の令和 3 年度第 1 次補

正予算におきまして地方交付税総額が増額したことを受け、令和 3 年度普通交付税の再算定が行われ、令和 3 年 12 月 24 日付で普通交付税の当初決定額が変更決定されたことによるものであります。

2 つ目の再算定での増額理由につきましては、3 つ理由がありまして、1 つ目は国の補正予算に基づく事業を円滑に実施するための必要な経費としまして臨時経済対策費が創設されたこと、2 つ目は令和 3 年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立に要する経費として臨時財政対策債償還基金費が創設されたこと、3 つ目は国の普通交付税総額に合わせるために、当初決定額で減額されていた調整額が復活したのになります。

続いて 3 つ目の国庫支出金の補正予算額の主な内容につきましては、これは国の第 1 次補正予算に対応するものとして住民記録システム改修補助金をはじめ、7 つの補助金で 4,389 万 8 千円、新型コロナウイルスワクチン接種に対応するものとして 2,218 万 5 千円ということになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。補助金、交付税の再算定のこと、国のほうでの補正予算の実施だとか、臨時経済対策債ですかね、そちらのほうでできたという影響もあってということで理解いたしました。こういう形で再算定で増額ということで市としてはよかったかなと理解いたしました。

そこで、国庫支出金のところでの再質問をさせてもらいたいのですが、この中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで 730 万円余の減額というような形で計上されておりますが、こちらのほうはどうして減額になったのか知りたいです。これは、当初の見込みの算定した額で事業をやっていく中で、結局余ったというお金で減額というような考えでいいのかどうか、伺い

たいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 地方創生の臨時交付金ですけれども、これまで様々な補正予算等でいろいろな事業を上げさせていただいておりますが、その中で申請に対して補助を出すというものですと、想定していたところより申請が少なかった場合等がございますので、そういったところを減額させていただいて、一部新たな臨時交付金の対象事業もございまして、そういったところはプラスだけさせていただいて、差引きの減額ということで補正予算に計上させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁で理解いたしました。そういういろいろな事業がある中で差引きこの700万円余の減額となったということで理解いたしました。

ちょっとお聞きしたいのですが、この余ったというか、事業を推進していく中で上限含めて差引き730万円余の減額としたということで理解はするのですが、こうした金額、私自身はほかの支援策とかの事業に使うことができないのかなと思います。コロナで困っている人が結構たくさんいますので、こういったせっかくの国からの交付金、補助金でありますので、そちらのほうに振り分けていくというような対応というのはできるお金なのか、それはできないよということなのか、その性格上どうなのか、分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 この地方財政臨時交付金が、国の予算で2年度からの繰越で3年度に交付されている部分もございまして、そういった部分は、私どものほうで3年度内に完了するという必要がございます。ですので、新規の事業については、今回新たに国の1次補正でまた臨時交付金が来ましたので、その分に対応しておりますので、前回からの繰越

分については新たなところに充てられないというところもありますので、そこは年度末で精算させていただいて、国との精算で処理するという形になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、総括の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 引き続き質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきたいと思います。

歳出2款1項1目一般管理費、訴訟事務経費になります。ページ数は23ページです。

1点目は、訴訟事務経費として249万6千円の減額という計上ではありますが、どういう内容なのか伺います。

2点目、当初の着手金額と実際の着手金額の差異があるのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 2点頂きましたので、それぞれ回答したいと思います。

まず1点目、訴訟事務経費は減額だが、どういう内容なのかということですが、訴訟事務経費の内容につきましては、補正予算の概要No.14、こちらでお示したように大きく2点ございます。

1点目としまして、新城名古屋間高速バス実証実験運行業務委託費返還請求住民訴訟事件、こちらに係る判決が確定しましたので、令和2年11月2日付で締結しました訴訟弁護委託契約に基づく報償金112万2,769円、こちらを支払うために同額を増額補正するものがございます。

2点目としまして、旧養鶏場跡地の取得に関しまして、損害賠償請求住民訴訟事件、こ

ちらを受けて、訴訟弁護業務を代理人の弁護士に委任するため、令和3年10月22日付で専決処分、こちらによりまして予算措置636万9千円をさせていただきました。ですけれども、10月26日付で弁護士の先生と締結しました訴訟弁護委託契約に基づく着手金、こちらを275万円支払いましたので、その結果、不用額が生じたということになります。その不用額361万9千円の減額補正をするものでございます。

これらの2件の訴訟事務経費を増額分と減額分で計算しまして、差引き249万6千円の減額となるものでございます。

2点目の当初の着手金額と実際の着手金額の差異ということでございますけれども、着手金につきましては、先ほども申しあげましたように旧日本弁護士連合会報酬等基準に基づき算定した額をもって予算措置をしました。その後、弁護委任契約を締結するに当たりましては、弁護士から見積りを徴収して契約を行いました。これに基づき、着手金の支払いを行ったということですので、先ほども説明しましたように予算額と実際の契約金額に差があるというものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。高速バス事業の裁判が確定したということが1点と、あと養鶏場の裁判の訴訟が始まるということの着手金だということで理解いたしました。

2点目の差異のことですが、この着手金の当初予算のお金と実際のお金の差異ということでもうちょっと詳しくお聞きしたいのですが、まず着手金は旧日本弁護士会を基準にして予算が立てられたと思うのですが、その後、答弁の話では弁護士さんから見積り契約が出て、突合せをしてというところ、差異が生じたという形だと思います。

そこで、どのぐらいの差異があったのかお聞きしたいのですが、弁護士会の着手金の金

額と見積りの金額を教えてください。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 1問目でもお答えしましたように、予算措置をまず636万9千円させていただきました。先ほどもお答えしましたけれども、それに基づいて弁護士さんのほうから見積りが出てきまして、着手金を275万円支払いました。差引きしまして361万9千円の差があったというものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。では、この見積りというのは初めから分かるものではなく、実際に弁護士さんが活動して、その終わった結果の、例えば名古屋までの交通費の賃金が幾らになったとかいうのを見積もったのが275万円ということの見積りでよかったですでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 まず予算を要求しまして、その後、弁護士と交渉をいたしております。その際にもらった金額が275万円ですけれども、実際の出廷した金額ですとか、実費の交通費等は報酬のほうに含まれますので、今回は着手金ということでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。僕が分からないのは、初めの当初予算が高すぎるのではないかなと思ったのです。旧弁護士会の算定で636万円を当初予算で組んだということですが、弁護士さんからの見積りは275万円だったわけで、だったら弁護士さんに当初から見積りを出してもらって、636万円ではなくて275万円の当初予算で組めばよかったですのではないかと素人ながら思ったので質問をしましたが、事務運営の中でそういったことはできないのでしょうか。ちょっと分からないので、そこら辺の流れを教えてください。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 訴えがありますとなるべく早く事務をしなければいけないというこ

ともなります。弁護士に見積りをもらうその折衝ですとかそういったことを考えますと、これまでどおり旧の弁護士連合会の報酬基準に基づいてまず予算を確保させていただいて、その後交渉していくという流れになっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 訴えがあるとできるだけ早くと言いますが、その訴えの内容によっても大きい、小さいがあると思いますので、実際に担当の弁護士さんがいますので、そこに見てもらって、これぐらいの事件ならこれぐらいだよということを聞くのが普通ではないかと思うのです。そのまま弁護士会に行政が当てはめて、結構高額だと思ったのです。636万というのは税金ですので、やはり市民のお金は1万円でも安くというか、大事に使わなくてはということで、私は議員で代表として立たせていただいているものですから、そういった早くということを追求するよりも、丁寧にならずに弁護士さんに見ていただいて、見積り、大よそのものを見た上での当初予算の立て方、こういったことが適正ではないかと私は思うのですが、その点の認識を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 弁護士もこの件というか、いろいろな件があると思うのですけれども、受けてくれる、受けてくれないという話もあろうかと思いますが、そういったことを考えますと、まずは標準的な金額で予算のほうは取らせていただいて、その後交渉するというのが安全な方法かと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 受けてくれる、受けてくれないは別個にしても、やはりこうやって結局大きな差異が出るものですから、弁護士さんの見積りによっていくわけですね。ですから、そこに初めからお願いしたほうが、実際のリアルな金額の当初予算が出るかと私は思

いますので、今後そういった形で検討していただければと思って、ここでは質疑をさせていただきます。

次の財政調整基金の質疑に入りたいと思います。

2款1項7目財産管理費、財政調整基金積立事業になります。2点あります。

1点目、2億6,281万5千円が計上されております。現時点での基金残高を伺います。

2点目、市はコロナの影響や少子高齢化で財政が厳しいと繰り返し説明をいただいているのですが、今回、12月定例会での補正予算と本議案の補正予算の中に合計4億円を超える財政調整基金を新規に積み立てていることになっており、財源はあるという理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 1点目の現時点での基金残高からお答えさせていただきます。

本補正予算を含めました財政調整基金の残高につきましては、有価証券を除きまして予算ベースで申し上げますと24億2,429万9千円となります。

2点目の財源はあるという理解でいいのかということに対してのお答えになりますが、今回は、本年度の財源の見通しが立ったことから今回財政調整基金のほうへ積み立てるものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。今、財政調整基金の残高が24億円ありますよということで理解いたしました。

2点目は、本年度予算の見通しが立ったものですから予算計上したよということで、予算があるよということで理解いたしました。

この点で私自身が感じているのは、コロナの状況で第6波でいろいろな方が感染拡大している状況で、生活困窮者も含めて非常に

困っている方が多いわけです。大学生を支える支援だとか、子育て世代の支援とか、事業者さんへも独自支援を財源にと私自身も必要ではないかと思っているのですが、PCR検査キットを不安を抱える市民に対して配付することも必要かと思うのですが、今回財政調整基金に2億円を超える財源、積み立てるよという部内議論の中で、一部減らしてそういったコロナ感染の支援策、これに入れ込んだほうがいいのではないかというような議論はされたのかどうか、そういったことを考えていなかったのか、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 コロナの対策につきましては、国及び県の施策もございまして、それに加えて市の施策と考えているわけですが、市の独自の施策のところについては、先ほども申し上げました新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金がございますので、そちらの中で様々な施策、庁内各課で何かないかということでの照会もさせていただいておりますので、それをやった上での今回の積立てということで私どもは考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。私自身はまだまだ十分ではないという立場で考えていますので、もう少し市独自の支援策等をやりたいと思っていますところでありまして。

今回、この基金を積むということ、2億6,000万円ですか、結構大きな額の予算だと思います。そこら辺で各事業に分ければ何個かの事業が達成できるような、そんなボリュームのあるお金だと思うのですが、今回こうした大きな基金を積まれたということは、他の公共サービス、市がやっているサービスがあるのですが、そういったところの予算を削って予定された事業を縮小したりということはないと認識をしいですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 ほかの事業を削って積んでいるということにはございません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 浅尾委員の質問がありましたので、再質疑のところから入りたいと思います。

内容については高速バス、それと鈴木養鶏場の件で、この差異が出たということは分かりました。

市民団体から見ますと、このような裁判、通常裁判にかかる金額についてのそれぞれの弁護士と相違があるのですけれども、今回の高速バスですが、何回裁判に弁護士が行かれたのでしょうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 計算でいきますと、出延日当としては5回分ということになっております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 市民団体が訴えたこのバスの裁判ですが、対象物が金額的にごくわずかな16万円ぐらいでした。この金額に対して、このような高額な弁護士費用ということは、やはり問題があるかと思うのです。

そこで、この金額は旧の金額に合わせた見積りを取ったと先ほど言われて、見積りは旧の見積りであって、早急に出す必要があるから出したと言っていますが、私はこの見積りのところが問題ではないかと思うのですが、今は旧の見積りは使っていないのですよね。当時は旧の見積りのままだったというわけでしょうか

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 今でもそれを使っております。この日本弁護士連合会の報酬基準は、平成16年4月から廃止されておりますけれども、それ以来、各弁護士事務所で任意でそれぞれ決めているという形で自由化になった

と理解しております。

そうは言いますが、妥当な金額がどれぐらいかということは、各弁護士さんたちも報酬の基準を決めるに当たって、この従前の弁護士連合会の基準に沿ってやるというところも多いと聞いておりますので、今回もその基準に従ってやっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、訴訟物の金額が少ないということは、裁判にかかる経費もかからないはずなのですよね。それで、市民団体はほとんど自腹でやっているのですよ。市民団体が訴えたことに対して、契約している弁護士にこういう高額な金額を使うのはこれから問題だと私は思っております。

この弁護士の業務委託契約ですが、これは随意なのですか、それとも一般競争入札なのですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 随意契約でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 前市長も随意契約は考えていかななくては行けないと、そのように。監査報告の中にも随意契約については考え直さなければいけないと載っているものですから、今回は随意契約だったのですけれども、通常高額な金額、当然市民団体から見れば、やっていることは市民団体と同じなのですよ。弁護士が幾ら立派なことを言っていますけれども、内容については私も裁判に行っていますから、この程度のものについてはやはり弁護士を使うまでもないと、そのように私は認識しています。

今、随意契約と言ったのですが、なぜ随意契約なのですか。業務委託契約は一般競争入札ではなかったのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 随意契約も地方自治法上認められた契約であります。今回のように

裁判に関しましては、事情をよく知る弁護士の方をお願いしたということで随意契約となっております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そういうところを改めてもらわないと。新城市でも弁護士は1人だけではないのですよね。経験豊かとか、いろいろなことを知っているという、そういう話もいつも出りますが、この程度の裁判で法務もあるし、監査事務局もあるものですから、こういう前例を見て、いつも裁判をやるたびにお金を出すようでは、やはり財政を考えれば、こういうものは間違っているのではないかと思うのです。

今後ともこういう考えで予算はこれからも立てていくかと思うのですが、その辺は確認したいのですけれども、改めて見直すところはないのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 その訴訟のケース、ケースによるとは思いますけれども、裁判となりますと専門的な知識が必要となりますので、基本的には弁護士の先生にお願いするという形になろうかと思えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私も裁判に行っているのですが、内容を見る限り、それほど高額な報酬料を払うべきではないと私はそのように思ったものですから今言っているのです。弁護士も、この程度の訴訟だったら何人もいますし、特定の弁護士を指定するよりも、やはり16年に廃止になりましたと言っていたから、今後は一般競争入札なり、見積りはやはり安いほうを取っていきいたいと思うのです。

何度も聞きますけれど、16年に廃止されたと言っているんですよね。ですから自由化のことを考えて、今後、訴訟を起こすたびにお金を払って、ちょっと思い出しますけれど、

市議会議員の政務活動費でも1人1万3千円なのに裁判費用が40万も50万円もかかってしまう、そういうことがないように、これからは少し検討していただきたいと思っておりますけれども、これを改めたりする考えは、今後ありませんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 先ほどの質問と同じ質問かと思しますので同じように答えさせていただきますが、ケースバイケースになるかと思っておりますけれども、裁判となりますとやはり専門的な知識が必要になりますので、今後も基本的には弁護士の先生にお願いしていく形になるかと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 続けていきます。2款1項9目企画費、水源地域対策事業、25ページ。192万6千円が計上されていますが、その内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 内容につきましては、今後の名号温泉施設の譲渡もしくは貸付けに向けまして、用地の境界、面積を確定する必要があるため、土地の境界の確定、測量、分筆並びに表題登記業務を委託するものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、貸付け及び譲渡と聞かされたものですから、これは廃止に当たって譲渡というのはどちらに、貸付けというのはどちらの予定をしているところなのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 現時点で相手方というのは決まっていません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私は少し離れているものですから、このうめの湯は1回しか行ったこと

ないのですけれども、現在の状態についてどのようになっているのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 現在、名号温泉施設のほうは休業をしております。名号事業組合のほうも、泉源ポンプですとか、ボイラーですとか、定期的に稼働をさせている状況でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ボイラーは時々動かしているということですが、それは今後、先ほど言った譲渡及び貸付けの予定があったときにボイラーと温泉が枯渇しないようにということで時々動かしているわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 今後に備えまして、配管が詰まったりとかということを防ぐために定期的に動かしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 境界とかそういういろいろな策定がされていく、それで貸付けとか譲渡に入っていくと思うのですが、この施設はもう25年ほど経っているということですね。はっきり分からないのですが、現在の状況から想定してみる限りでは、先ほど言った譲渡、貸付けというのは現在決まっていないのですけれども、それでも地元との話合いで今後の予定というのはある程度見えているかと思うのですが、全くない状態なのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 名号地区の地域振興のために作られた施設でございますので、名号地区と話をしていきたいとは思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 土地のことですけれども、この敷地及び建物、これは建てた経緯とかそういうものがあるかと思うのですけれども、借りている土地とか、市の持っている土地とかがあるのですが、その割合とかは分かりませんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 割合までは分かりませんが、市のほうが持っている土地は、登記簿上約3,400平米程度、温泉施設に入るところの道路から右側の舗装していない駐車場の部分は個人所有の土地をお借りしております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと個人の土地と市の土地が同じところ、当然所有者は違うのですが、その地域のところに駐車場は地元の人とか、建物とかは市とか、そういうふうな、先ほどの話ではそれぞれ分かれているということですよ。建っているところは新城市の土地、建物は新城市というわけですか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 建物が建っている土地と建物は市のほうでございませぬ。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうすると、今回の予算の目的は、最終的にどういう目的になるのでしょうか。先ほどは、貸付け、譲渡がまだないと言っているのですけれども、ないものにそうしていくというのは。これは最終的に壊すというわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 最終的にいずれかは壊すことにはなるでしょうけれども、現時点では、今は休業していますけれども活用できる方法を模索していきたいと考え

ております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうすると、2つに1つしかない。壊した場合、当然2,000万も3,000万円もかかると思うのです。貸すという方向だったら、これがまた生きていくと私は思うのです。新城市は、「じてんしゃのまち新城」とか、いろいろ歴史的なものにこれから観光にも力を入れるというところで、先ほど壊すという言葉があったのですけれども、それでは前向きな答えではなく、壊すというのはどうも納得がいかないのです。これは水源資金の国からもらったお金とかそういうものもありますけれども、もし壊す場合は、助成金の返還とかそういうことはないのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員に申し上げます。質疑の中身が、譲渡、貸付けを理由にして今回の補正予算として境界確定をするという、こういう流れになっておりますので、もう少しそのことをしっかりと整合させていただいて質疑に入っていただきたいと思っております。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 ずれてしまいましたけれども、境界確定は、最初作るときになぜしなかったのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 私も当時のことは分かりかねますが、名号温泉施設の前には昔の名号小学校というものがございました。その建物を取り壊し、土地を造成して、あそこに温泉施設を作ったわけですが、その小学校だったところに境界がどうだったかということは、そこまでは分かりかねます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 はっきり境界を確定することは当然必要なことですが、思ったのは、ポンプを動かしている、ボイラーを動かしてい

ると先ほど聞いたものですから、今後、壊すよりは違う方向に行ってほしいということをお願いしているのです。地元の意見は十分そこで調整されて、話合いの上でしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、今のも今回の補正予算に当然関連してということによるらしいですね。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 境界測定に対する地元の話合いは十分されて、その中でもそういう話は出たのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 今回の境界の確定ということに関しまして、地元と直接、このことに関して話し合っているということではございません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 3款1項1目社会福祉総務費、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業になります。27ページになりまして、1点、108万円の計上がされていますが、主な内容を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 本事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、総合支援資金の再貸付が終了した等の世帯に対しまして、就労による自立を図るため、また必要な支援につなげるために支援金を支給するものでございます。

今回の一般会計補正予算（第14号）では、令和3年11月19日に閣議決定のありました

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づきまして令和4年3月まで申請期限を延長して実施するため、給付金の増加見込みを計上するものとなっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。これは、コロナが長期化する中での就労支援をしていくための事業ということで理解いたしました。

いいことではないかと思うのですが、こちらは対象者がどういった方になるのか、また対象人数等を把握、もし分かれば教えていただきたいのと、あと金額等は幾らになるのか分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして生活に困窮する方に対しましては、県の社会福祉協議会が貸付けの主体となって緊急小口資金、それに続いて生活福祉資金の貸付けを行っているところでございます。貸付けもその合計で最大で200万円ということですが、貸付けのまず緊急小口資金を借りていただいて、なお困窮の状態が続く場合は生活福祉資金の貸付けを受けていただく。その貸付けが限度がありますので、それが終了した時点で、今度は、さらに引き続き就労に向けた活動をされている方には、こちらの給付金のほうをつなぎとして活用していただいて、就職を目指していただくというような流れとなっております。

対象者につきましては、貸付金を受けられた世帯は150を超えているかと思いますが、その方々がすべてこの支援金の給付の申請をされるかと言うと、そのときの状況にもよりますし、すべての方ではございません。今現時点では8世帯ほどの方が申請されているという状況で、予算的には、今回の補正後の予算ですと15世帯プラスアルファぐらいの対

応ができるような予算額となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。いろいろ具体的で理解いたしました。緊急小口資金等、生活福祉の貸付け等を利用した方を含めて、引き続きこういった支援策があるということで理解いたしました。

もう1点だけお聞きしたいのは、こういった方々、対象の方がスムーズにこういった給付事業がありますよという流れに持っていくということが行政に課せられた仕事で大事になってくると思うのですが、150人の方が小口資金等の対象とされているということで、対象者はそういった形になるのかなと思うのですが、さらなる就労、この事業を利用したいという方々の周知とか、この流れを引き継ぐというような形はどのように考えているのか伺いたしたいと思います。

社協のほうメインに担うのか、それとも皆さんの業務の窓口がそういったことを担うのか、そこら辺の整合性とか状況が分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 こちらの給付金の申請は、先ほど申し上げたようにまずは県の社会福祉協議会の貸付けを受けていただく、もしくは申請していただくというのが最初の入口になります。それに関しましては、新城市の社会福祉協議会のほうが窓口となって相談、申請のお手伝いをしているところです。

市のほうからは、同じ新城市社会福祉協議会のほうに新城市くらし・しごとサポートセンターの業務を委託しております。そちらのほうで生活に関する相談等、貸付金に関することを含めて両方とも相談に乗らせていただきまして、相談の結果、貸付金を利用したほうがいいというお客さんについては市のほうにおつなぎいただいて、申請していただくという形をとっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。まずは県の小口資金のほうの貸付からスタートしてという流れになるかと思いますので、社協との連絡を密にして、そういった方々をつなげていくということで理解いたしました。

引き続き現場は大変かと思いますが、そういった利用できる、また困っている方をなるべく救える形でやっていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

引き続き、3款3項1目児童福祉総務費に入りたいと思います。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業について伺いたしたいと思います。1点ありまして、147万6千円の主な内容を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働いております教育・保育施設等における保育士等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として令和4年2月から収入を3%、月額9千円程度引き上げるための措置を実施することを目的として、民間の特定地域型保育所に対して賃金改善を行うために必要な費用を補助するものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。コロナで最前線で頑張っていたいただいている保育士さん、ケア労働をされている方ということに包括しての3%の賃金アップということで理解いたしました。

非常にこれもいいことではないかなと思うのですが、市内の民間保育園等ということですが、対象人数が分かったら教えていただきたいと思いますが、いいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 今回対象となる事業対象者ですが、市内の民間の小規模保育事業所2施設になります。それぞれママ・サポート子いづみやとつばさ保育園が対象になるのですが、ママ・サポート子いづみやのほうは人数は0歳から2歳児で10名、つばさ保育園のほうは0歳から2歳児の12名が対象となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。職員でいうと合わせて18名という形で理解していいかどうか伺いたいのと、あとこの条件は、9月まで月幾らかの賃金アップがあると思います。9月以降はなくなるという考えでいいのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 今回、この事業の対象となるのは、保育士のみならず、現場で働く調理員など全職員が対象となりまして、9月までのものが対象となっておりますが、その後は民間の事業所のほうで賃金の改善を行っていただくこととなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。保育士さんだけではなく、調理員さんもということで合計20名以上の方が対象ということで理解いたしました。

ちょっと心配というか、これは対象者について、手続等は本人がやらなければいけないとか、そういったことは特になのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 手続等は本人がやる必要はなく、事業所のほうでやっていただくこととなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。安心しました。事業者の方が代表でやっていただくということで理解いたしました。

あと、今回、民間の市内の保育園等のあれですが、市内のこども園の保育士については今どうなっているのか、今後あるのかどうかということが分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 公立のこども園の賃金については、こども未来課の担当ではなく、人事部のほうを担当となろうと思いますが、会計年度職員については賃金の単価を上げるという予定は、こちらのほうは聞いております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 お願いします。3款3項1目児童福祉総務費、放課後児童対策事業、31ページ。29万9千円が計上されていますが、その内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 新型コロナウイルス対策事業として、変異株オミクロン株の影響で感染拡大が進む中、引き続き感染症対策を徹底するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しましてサーキュレーター、自動手指消毒器、加湿空気清浄機等を購入する経費です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 オミクロン株は結構力があって、最近、毎週学級閉鎖があっても驚かないようなことになってはいますが、サーキュレーターとかいろいろな機械ですが、これはどこの児童クラブ、数とかそういうことが分かったらお願いします。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 既に各児童クラ

ブのほうに配備がされているのですが、今回購入する予定のところは、千郷のEの児童クラブ、東郷東児童クラブ、鳳来中部児童クラブにおいて、長期休みの間に利用者が増加することで密の対策として支援室を分散する必要があるために新たに各3台ずつ購入する予定となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 千郷も学級閉鎖があったり、今日は新城の小学校は授業があるのですけれども給食がないような状態で、こういういろいろな弊害があるのですけれども、遅れてここまでやってきていますけれども、こういういろいろなものをもっと早期につけてほしいかと思えます。

それで、これだけでは実際は予防できないかもしれないのですけれども、他のPCR検査とかいろいろなものについての検討というのは今後増やしていく中で今回はこういうことでしょうか。今後のこともあると思うのですけれども。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 既に児童クラブでは様々なコロナの対策をしております、出勤前に職員の検温だとか、児童来所時に施設内の消毒をやったり、来所時に手洗い、手指消毒の実施や定期的な換気の実施ということで二酸化炭素測定機の導入やマスクの着用の指示や飛沫防止プレートの設置などの対策を行っておりますので、今後も必要な対策を講じてまいりたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで休憩をいたします。

休 憩 午後2時01分

再 開 午後2時10分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~  
次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。
質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

4款1項5目予防費になります。新型コロナウイルスワクチン接種事業、33ページ、1点目、5歳から11歳の小児への接種に関する費用2,034万3千円が計上されておりますが、主な内容を伺います。

2点目、市内の対象者数を伺います。

3点目、接種受付から接種方法などを伺います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 3点ご質問いただきましたので、1点目から回答させていただきます。

1点目の費用の主な内容につきましては、小児の新型コロナウイルスワクチン接種の安全かつ円滑な実施に向けて、接種体制の確保及び接種の実施に必要な経費を計上しました。

主な内容としましては、小児のワクチン接種事業を行うための会計年度任用職員の人件費、ワクチン接種や接種会場に必要な消耗品等の費用、接種券や予診票等を印刷、発送するための費用、集団接種を行うための接種会場の運営や接種業務及びワクチン接種で利用した注射器等の医療廃棄物処理の委託料です。

2点目の対象者数ですが、市内の対象者数は2,445人です。接種期間である令和4年3月13日から9月30日までの間で5歳から11歳の方が対象となります。

3点目の受付から接種の方法についてですが、接種の受付につきましては、対象者の方

へ接種券を一斉に発送し、本人と保護者の方が納得した上で接種を希望される場合は、保護者の方がコールセンターまたはインターネットやLINEで予約を取っていただきます。

接種方法につきましては、当面は新城保健センターを会場として集団接種で行います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 概要等は説明で分かりました。小児対象のワクチンが始まるということで、準備のための経費の予算だということで理解いたしました。

そこで伺いたいのが、今回接種から接種方法の流れなのですが、同意書、小児ということで非常に体も小さくて、ワクチンの量も大人と比べて本当に単位が違うぐらい大変だと思うのですが、そういった影響等非常にナイーブな状況があるかと思いますが、そこら辺の確認をしっかりとした上で打つ、打たないという形の方向性になるかと思いますが、そういった保護者と本人の同意書等の書類等、しっかりそういったことは手配しているのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 接種券に予診票のほうと一緒に発送を行いまして、その予診票の同意書、接種希望書のところに保護者の方がサインをすることによって保護者が同意をしたとみなすことになっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。予診票の中にそういった確認をする事項が入っているということで安心しました。そういう形で対応するというところで理解いたしました。

あと気になったのが、今回集団接種ということで新城保健センター、医師2人について、1回に大体150人から200人のペースで行っていくということでありますが、こちらのほ

うは、現在は個人クリニックだとかかかりつけの個人接種というのはまだ体制づくりはできていないという考えでいいのか、また今後、個人接種も含めて準備しているのかどうか、そこら辺の見通し等を伺います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 医療機関個別接種につきましては、昨年12月に医療機関のほうに個別に、小児接種について可能かどうかの意向調査は行っております。医師会の先生方と相談した結果、今回のワクチンが1バイアルが10回分ということで大人のワクチンに比べて人数も多いということもあって、小児については発熱などが当日起きたりとかそういうことでキャンセルになる危険性も大人よりもかなりリスクが高いということもあり、各医療機関でなかなか10人をきちんと集めていくというのは難しいのではないかという御意見を頂きました。そのような中から、まず当面は集団接種を行いつつ、順次体制を整えるという方向性に今のところはなっている状況です。

今後いつごろからとか、そこまでの細かいことまでは検討が進められていない状況です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。分かりました。非常に理解できます。非常に小児のバイアル等が増えるとか、大人とはまた全然違うような観点が出るかと思いますが、そういった対応ということで理解いたしました。

あと1点ちょっとお聞きしたいのですが、集団接種でまず対応、第1陣やるということで理解するのですが、いろいろなご家庭の方がいるかと思いますが、そこで、その日とか、集団接種の会場に足を運べない、受けたいのだけれどもいろいろな制約があって行けない方のような対象者にはどういうアプローチとか、どういう対応策を考えているのかど

うか。行けない方についてはどういう認識をしているのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 足を運べないということが、病気で在宅療養中であるとか、そういったご事情があったりする方の場合については、今の時点では個別医療機関接種をきちんと始められる体制を整えていませんので、すぐには難しいのかもしれないのですが、訪問診療の際に接種を行うということは、大人の接種と同様にやれることになっておりますので、そういった対応が取れる医療機関と接種方法について検討するという事は可能であると思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。資料で状況を見ますと、当面は毎週日曜日の実施予定ということで、日曜日実施なのだなということを見たものですから、いろいろな働き方のシフトの状況だとか、いろいろな御家庭とか、急な発熱とかで行けなくなる、日曜日だけに動けない家庭もあるのかなとちょっと思ったものですから、今、答弁で訪問接種もできる可能性があるということなので、そういった検討を、今後そういったケースがあればしていくというような答弁だったと思いますが、そういった認識でいいのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 現在のところ集団接種は日曜日開催で計画しておりますので、曜日等で都合が悪い方については、確かに難しいところがあるかなと思っております。愛知県の大規模集団接種会場のほうで小児接種も開始するところでもありますので、遠くになってしまいますけれどもそちらを選んでいただく方法もあるかと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終

わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 6款1項3目農業振興費、燃油価格高騰対策支援事業、39ページです。

1点伺いたいと思います。335万9千円の主な内容を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 主な内容であります。新型コロナウイルスの感染拡大によって燃油価格が高騰しております中、国・県におきましては施設園芸を対象に支援策が講じられておりますが、支援対象になっていないきのこ菌床栽培農家を対象に、市単独で燃油購入費に対し支援金を交付するものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。施設園芸を対象に、今ガソリン代が高くなったりとか、重油等が高くなっているということで本当に農家さんは大変だと思います。そういう中で市の独自施策として今回の事業があるということで理解いたしました。非常にいいかなと思っております。

1点伺いたいのですが、この事業対象者の皆さんは、資料で見ると大体20名の方が対象になるのかなと思っております。大体平均でどのぐらいの支援策の金額になるのかというのが分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 平均的な支援額と言いましても農家個々によって量がかなり差がありますので、予算の内容としましては、昨年の燃油の使用料を参考に、若干今年は寒いで

すので少し多めに見積もって19万リットル分を計上しております。

交付単価につきましては、これは毎月の燃油の平均価格を参考にするのですけれども、既に決まっている部分もありますが、今後の見込みとして、交付単価につきましては1リットル当たり8.8円から24円ということで見積もっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

もう1点分かったら教えていただきたいのですが、この支援策、施設園芸を対象にということで県と国が燃油価格の緊急対策でやった中に、今回のきのことか菌床シイタケ等は対象外ということになって、事業につながっていくかと思うのですが、なぜ国とか県は、今回の緊急対策の中にきのことか菌床農家の人たちが入っていない、花とか花きの農家さんだけを対象にしたのか。そこら辺の区別の理由というのが、資料を見ても、Q&Aを見てもちょっとよく、僕はそこら辺のところ分析できなかつたものですから、そこは何か情報等、どういう理解でいいのか、分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 きのご類については、農産物という扱いではなく林産物という扱いになっておりますので、その理由で対象になっていないと思われま。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 なるほど、よく分かりました。林産物というところで今回の対策外だったということで理解いたしました。

それでは、引き続き農業振興費の質問に入らせていただきます。

農業経営近代化施設整備事業になります。

1点目、704万5千円の主な内容を聞かせてください。

2点目、市内の対象者の人数と今回どのよ

うな事業効果等を見込んでいるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 1点目の704万5千円の内容であります、令和4年9月にイチゴでの就農を予定しております研修生に対しまして、農業用ハウス建設とイチゴの高設栽培システム及び暖房機器の設置について支援をするものであります。

当初予算に計上しておりました事業が他の事業で実施、あるいは不採択であったため、その分の予算1,963万6千円を減額しまして、改めて今回増額要求をしました2,668万1千円の差額が704万5千円ということになります。

2点目の対象者、事業効果でありますけれども、補助対象者はイチゴでの就農予定者1名ということでありま。事業効果としましては、栽培環境を整備することで本市の農業生産及び産地の維持拡大を図ることができると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 歳出6款1項1目農業委員会費、農地集積支援事業、39ページ。

1番、タブレットの購入台数。

2番、どのように活用するのか。

以上、お願いします。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 1点目の購入台数につきましては15台を計画しております。

活用につきましては、農業委員会が毎年行う農地利用状況調査につきまして、これまで紙ベースの図面を使用して現地調査をし、後日改めて調査結果のデータ入力をしてまいりましたが、タブレットを導入することにより、調査結果を現地にて直接データを入力できるような、そういった活用方法を考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 1番から質問します。

15台ということですけど、これを使用するのは農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんになるのでしょうか。農業委員さんだけなのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 使用するのは農業委員、それから農地利用最適化推進委員の両方で、おおむね2人で1台と考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんを足して30名いらっしゃって、2人一組になって使われる台数が15台というような考え方でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 農地利用最適化推進委員が17名、それから農業委員が12名ということで29名であります。その半分ということで15台を計画しております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。

2番目の質問に行きます。これは農地利用意向調査用に購入すると書いてあったのですが、今のお話を聞いたときに農地利用状況調査、いわゆるパトロールにこれは主に使われるというようなことでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 そのとおりですが、今後またいろいろな活用方法が見込めるとしております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 パトロールにも使うし、その後いろいろまた活用できるのではないかなというような考え方だと思います。

そうしますと、例えばこのタブレットの活用ということで農業委員さんと農地利用最適

化推進委員さんの業務の軽減とか、あと調査時間の縮減は現在と比べて大体どの程度減ると見込まれているのか、分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 先ほど申しました農地利用状況調査、パトロールですね、そちらでは、農業委員さんの業務というよりは事務局の手間もかなり省けるようになると思います。

そのほかについては、今まで行ってこなかった新たな業務が今後発生することが見込まれますので、これから増えてくるものに対してどれだけ省力化できるかという考え方ではないかと思っております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 これから増えてくるものとおっしゃいましたけれども、例えばどういうものか教えてください。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 今、国のほうで、今の国会で検討されておりますのが目標地図というものがあります。それは何かと言うと、この農地を誰が使うのかということすべて地図上に落とすという作業をするようなことが検討されておりますので、そういったことにも今後活用していくことになると思います。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 このタブレットですけれども、使い慣れればとても便利になると思うのですが、操作方法の習得について、今後どのようなことをされていくのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 それは、愛知県の農業会議とかを通じながら事務局が行っていくことになると思います。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 農業会議を通じて事務局が行うということは、そういう研修会を事務局のほうが行うというような理解でよろしい

ですか。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 まだその研修会等々については今のところ計画しているものはありませんので、今後考えてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終了いたしました。

3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 6款1項3目農業振興費、燃油価格高騰対策支援事業、39ページ、335万9千円の交付金の内容について伺うところですが、先ほど説明がありましたので、再質問から1点ほど。

施設園芸、これにプラスシイタケ独自に支援していただくことは大変うれしいことですが、農業で生計を立てている方はこのコロナ禍で大変厳しいところです。露地野菜もお米等もそうですけれども、燃料がないとトラクターもトラックも実際は動かないものですから、多少でもそういうところに市のほうの支援をいただければと思うのですが、そういうところの検討は今後あるかもしれないと思ひまして、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 ほかの作物につきましても今後の情勢を見ながら、機会あるごとに考えていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 質疑通告に従いまして、質疑を行っていきます。

10款2項1目学校管理費になります。小

学校管理事業、47ページ。378万円の主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 主な内容につきましては、千郷小学校児童用いす14脚分の修繕、各小学校の給食室厨房機器等の修繕、東陽小学校はじめ3小学校の浄化槽ポンプ等の修繕、東郷西小学校はじめ4小学校のプールろ過機修繕などの修繕料286万4千円、巴小学校に保管してあります給食室用冷凍庫を8名小学校に移設するための手数料7万1千円、東郷西小学校の給食室用冷凍冷蔵庫、特別支援学級で必要となる教材備品の備品購入費84万5千円です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。各小学校のいすの修繕とか給食室の修繕等、またプールの修繕等の内容であったかと思ひます。

1点お聞きしたいのですが、こういった給食室等の冷凍冷蔵庫の更新だとか、老朽化等で順次更新が必要になっての今回の補正だと感じているのですが、必要なところは今後も、ほかの修繕等含めて、出てきたら更新していくという方向性、認識でいいのか伺いたいと思ひます。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 不具合が出れば、その都度対応していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。不具合が出たら順次更新していくということで、ぜひ行っていただきたいと思います。

次の10款2項2目教育振興費、ICT活用教育推進事業に入りたいと思ひます。

1点目は、129万6千円の主な内容を聞かせてください。

2点目は、これまでの小規模校での交流授業の内容、どんなものがあつたのか伺いたい

と思います。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 ウェブ会議システムや授業支援アプリ等を活用し、オンライン交流授業を行うために必要な機材を用意します。自校の授業を相手校に伝える高性能のウェブカメラ、あるいは相手校の授業の様子を映し出すプロジェクター等を用意します。

これまでの交流授業は、スクールバスで互いの学校に出向き、学校、地域の様子を紹介したり、スポーツ、レクリエーションを行ったりするものでした。交流授業によって中学校進学時の児童の不安を軽減する、そんな狙いもありました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。他校の授業がどういった授業になっているのかということオンラインでつないで行き来ができるような、そんな交流授業だということの事業費の計上だということで理解いたしました。

これまでにはスクールバスでお互いの校舎等を行き来しての授業だということで、そういった交流がなされていたことも理解いたしました。

そうなりますと、以前は、コロナ前はそういう形で実際に、リアルに相手先の校舎に行き、コミュニケーションを取りながら授業を受けてというような、対面での授業の交流があったかと思いますが、それが今回のこのICT機材がそろふことでこういった、以前とは違う、交流授業の内容も変わっていくというよう状況になるのかどうか伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 オンライン交流授業で、以前と変わるものになります。

例えば小規模校で言いますと、非常に難しいと考えられていた互いの意見の交流、意見

交換、そういったことがオンラインによって相手校と交流できる、相手校の児童と交流できる、そういったものになります。また、関係する子どもが増えますので、多様な考え方を聞くことができるようになります。ですから、今までの交流授業とは異なると捉えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。リアルに関わるという、以前とは違うということに理解いたしました。前はスポーツ等もあったのかなと思いますが、こういったオンラインになるとスポーツ等は一緒にできないという形で、ICTの活用での交流授業に替わっていくということで理解いたしました。

そういった形で理解できるのですが、こういった形になってくると、小規模校だけではなくて、他校の学校にも必要な機材になってくるのかなとお話を聞いて思ったのですが、こうしたICTの活用の交流授業というのは、今後の他校への広がりというか、そういった考え等はあるのかどうか認識を伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 コロナ禍ということでここ2年間、交流学习、特に小規模校における交流学习、実際に移動しての授業ができなかったということがあります。ですので、まず今回の補正で、そういった小規模校の児童がオンラインを使って交流ができるように、まずここから進めようと思っております。

将来的には中規模校への進展も十分考えられる活動だと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。理解いたしました。小規模校でやっていたところからまずスタートでということで、今後の広がりはまだ今後の状況を見て考えていくということで理解いたしました。

次の10款5項4目学校給食施設整備の質疑に入らせていただきたいと思います。

2点ございます。1点目、335万9千円の主な内容を聞かせてください。

2点目、共同調理場の敷地造成設計業務委託料とはどういったものなのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の335万9千円の主な内容につきましては、共同調理場からの給食受入れ施設を新たに新築します新城小学校、新城中学校において、施設の設計を行う前に必要となる地盤の強度を測定するための地質調査委託と共同調理場の建設予定敷地において外構工事の変更が必要となったことによる敷地造成設計業務委託で、合わせて745万2千円、水道引込管布設工事完了により事業費が確定したことによる工事請負費の減額、駐車場用地の購入について購入額が確定したことによる用地購入費の減額です。

2点目の敷地造成設計業務委託につきましては、共同調理場建設敷地の外構工事変更に伴う設計業務委託です。具体的には、排水計画の変更及び敷地北側のり面のブロック積みを擁壁に変更するための設計業務となります。以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。学校給食共同調理場をやっていく中での受入れの施設が必要だということで理解いたしました。

新たに新設する予定での受入れの設計をするというような答弁だったと思いますが、そうした新城小学校等の現場を見ると結構狭い敷地になるかなと思います。それは場所があるのかどうかということを知りたいのと同じ理解でいいのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 受入れ施設等につきましては、今年度の委託業務で各学校の受入れ改修の現況把握を行っております。そもそも新城中学校と新城小学校は給食室が老朽

化しているということで、そこを使わずに、改修せずに新たなものを建てるということで当初から方針が決まっておりますので、今回、新城中学校、新城小学校において施設を建てるに当たっての地盤調査を行うということです。

位置につきましては、今、現況調査を行った上で別のところに建てるということと、新城小学校においては今の給食室を取り壊した上でそこに建築するという案を今、頂いております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。新中は別のところに建てる予定で、この委託調査をやっていくということと、小学校については取り壊しということで、今ある学校の給食室を取り壊してそこに建てるという理解でいいのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そうしますと、新城小学校に限りお聞きしますけれども、今の現況の給食室を取り壊して、新設の受入れ施設を建てるということなので、その間、給食は止まってしまう、ストップするという状況になるのか、そこら辺が分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 極力給食は止めずに行っていきたいと考えておりますので、1学期中は給食を提供した後、取り壊しにかかって、9月に受入れる際にまだその施設が出来上がっていなければ別の場所を、今の校舎の中で保管が可能な場所を仮設の受入口として整備していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 10款2項2目教育振興

費、ICT活用教育推進事業、47ページです。

1、どのような交流授業で、どのように活用するのか。

2、新型コロナウイルス感染症が収まった後の活用は。

以上、お願いします。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 先ほど教育長の教育方針説明で新城版GIGAスクール構想ということがあります。そのGIGAスクールの中の一つの方策として、小規模校同士のオンライン授業をやっていくということであり

ます。先ほど申し上げましたが、小規模校では従来、意見交流、意見交換が難しいとされてきましたが、オンライン交流授業によりそれができるようになるということ、それと多様な考えを知ることができる、そういう授業を目指しております。

このことは一時的な対応ということではなく、今後本市においては小規模化する小学校が多くなりますので、継続してオンライン交流授業等を行っていく予定であります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 1点目からお伺いします。

遠隔地の交流授業としては、もう既に行っているのですよね、これは。昨年10月に鳳来東小学校と東陽小学校の児童が、ビデオ通話で英語を行ったとブログのほうに書いてありました。なので、今回ICT活用推進事業として購入する予定の機材というのは、例えばホールとか体育館とかそういったオープンスペースで使用するものではないかなと思ったのですが、そういうところでは使用しますか。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 先ほど申し上げた自校の様子を相手校に伝える高性能ウェブカメラ、これは今まででは不十分であった明瞭な

音声ですとか映像を提供するというので、特にホールとかではなく、普段の教室の授業でお互いにやりとりできる、そういったところをよりリアルに近い形で授業提供ができるような方向を目指しております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、今行っていた授業は明瞭な音声とか画像ではなかったので、今回新たにまた機材をそろえて、そのクオリティを上げていくために購入するというのでよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 交流授業を行うという、そういった場面に限定させていただくと、必ずしも十分な音声の明瞭さ、映像の明瞭さというもの提供できなかったというところがあります。それと、現在学校で使っている大型モニター、これで教材を見たりだとかそういうことで別に使うことができますので、プロジェクターがあることによって相手の子どもの様子も見れる、そういったところも重視していきたいと考えています。

○丸山隆弘委員 小野田直美委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 お願いします。10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、53ページ。335万9千円が計上されているが、その内容について伺う。

先ほど浅尾委員からの質問があったものですから、少し残っている再質問からお願いしたいと思います。

17校のうち2校、新しく建てなければならないということは分かるのですが、給食センター、共同調理場が決まってから急にこういうふうになっていく。今まで何度も浅尾委員から直してくれというのを無視してきたような感がありますけれども、この調査、当初私は、設計事務所の仕様書、契約書の中には17校の受入れについても実施設計の費用が

含まれていると私は読んできたのですが、これの調査というこの件についても、本来は設計事務所の実施設計の中に入っていたのではないかと思うのですけれども、その点についてどのような見解でしょうか。お願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 確認をさせていただいていいですか。今の調査というのは、土質調査のことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 はい。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 土質調査については、実施設計の中には含まれておりません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私が言いたいのは、今回の給食センターの事業計画に実施設計の変更とか、土地の境界も遅れてきた、いろいろな原因があって遅れているというのは、設計業者にも責任は当然あるのですが、教育総務課のほうでも、先ほど言った仕様書の中に設計が本来入っていないかはいけないと思うのです。それを別予算で出してきたというのは、どうも納得できないところがあるのですけれども、これは仕様書の中にあるものとは別という、そういう認識なのではないでしょうか。お願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 ちょっと確認をさせていただいていいですか。どの委託の仕様書のことをお話しされているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、ここには持っていないのですが、私は前に読んだときに設計事務所の仕様書の中には、受入れ校 17 校についての実施設計もこれに含むと書いてあったものですから、そうしますとこの受入れに関する設計に当たる場合は、調査とか設計も全部含めているかと思っていたものですから、今回の新築するこの、当然受入れするところについては、それがないと共同調理場の後の受入

れ等に関わるものですから、15 校は現在のところを使っていくということですが、新築となるとやはり受入れもそれ用に準じたものだと思っていたものですから、これは全く違うものということなのではないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。ごめんなさい。質問がちょっとよく分からなくて、令和 2 年度に行った実施設計業務委託、その業務委託の仕様書のこと、その中に 17 校の受入れ施設の改修の実施設計まで含まれていたのではないかといいことでよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうです。ですから、当初その仕様書に入ったところの部分とダブるのではないかと思ったものですから、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 令和 2 年度に行った実施設計業務、なかなか契約上も仕様書にある項目が、実はお互いの認識誤りであって、その後、仕様書の内容を変更したということもございますので、17 校の実施設計については、共同調理場の実施設計業務の委託業務の中には含まれていないという認識であります。ですので、当然この今回補正でお願いします土質調査の委託は、今回新規のものになります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 市民感覚で言いますと、給食センターの建設ありきで進んでいるような、そういう市民からの声もあるものですから、建てるのが早急という要望書も出ていたのですが、本当にその給食センター方式の転換についての要望も出ている中で今までの対応というのは少し遅れていたのではないかと思うのです。

ですから、今回のこの建てる、新築に当たっても、どうも全体像が見えてこないのに

各受入れ施設とか、この新築も進めているように感じるのですが、これは工程どおりのその中の一部というわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 確認させていただきますが、共同調理場本体の建築の話がされているのか、今回は受入れ施設として各学校の改修をする。そのうちの一つとして、新城小と新城中は老朽化しているので、そこを使えないので新しく建てるということで、そのための土質調査を行うという補正予算であります。

これについては、予定から遅れているわけではないという認識です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私が思ったのは、共同調理場が決まった途端にこういうふうに物事が進んできたものですから、以前の改修とかやるべきことが、共同調理場が決まる方向になった途端に進めてきたものですから、これはわざと遅らせているのではないかと、そういうふうに感じて、今伺ったのです。

○丸山隆弘委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 これまでも一般質問等でお答えさせていただいておりますし、先日も厚生文教委員会の部会を開いていただいて、お時間取っていただいてこちらからきっちり説明させていただいております。

共同調理場を整備していくという方針を決めたから、先ほど来、課長が説明しております、それを受け入れる施設も当然その供用に合わせて整備していく必要がありますので、併せて準備していくというのが今の市が目指している方向性であります。

○丸山隆弘委員 山田辰也委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 再質問となるのかよく分からないのですが、先ほど見積書、契約書の以前のものの中に、山田委員が

17校分の実施設計が入っていた。私も見させていただいたのですが、入っていたのです。今、その後認識違いがあったのでいろいろまたやり直した。やり直したのかどうか分からないのですが、ということでしたけれども、それは一度契約を結んでサインをしたものの中に、あれって誤りがあったので、また何点か直して契約をやり直したということではなかったですか。資料請求を前にどなたかがされたときに、その資料が出てきたもので、お聞きします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回お願いしております補正予算の335万9千円につきましては、先ほど浅尾委員に答弁したとおり、共同調理場からの給食受入れ施設を新たに新築します新城小学校、新城中学校において地質調査を行うというものと外構工事の変更に係る敷地造成設計業務委託の内容になります。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 これが含まれていたか、含まれていなかったかによって、今回のこれが正当なものであるかどうかという判断の基準になるので伺っているので、お答えいただくと幸いです。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 令和2年度の委託業務の中には、今回のものは含まれておりません。

○丸山隆弘委員 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

~~~~~

ここで休憩をとらせていただきます。

休 憩 午後3時04分



再開 午後3時15分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~

次に、第2表繰越明許費補正の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

第2表繰越明許費補正（追加）です。5ページです。

1点目、繰越明許費の今回追加の総額を教えてください。

2点目、繰越明許費となった主な理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 それでは、1点目の繰越明許費の追加の総額になりますけれども、これは22事業で総額は1億9,912万5千円となります。

2つ目の主な理由でございますが、22事業についてそれぞれ理由がございますが、主なものは、国の令和3年度第1次補正予算に対応した令和4年度事業の前倒しに係るものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。22事業あって、約1億9,900万円の事業総額になるということで理解いたしました。令和4年度の前倒しのものが主だということですが、こういった22事業の中で国や県から補助金が急になくなるとかそういう理由だとか、今、戦争だとかガソリンの高騰があり、世界情勢の不安な状況もあって必要な具材が入らないとか、人手不足などで工期が遅れてしまうというような事業で繰越にせざるを得ない、そういう状況の事業も中にあるのかどうか、そこら辺が分かったら教えていただきたいと

思います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 委員がおっしゃいました新型コロナの影響によって、例えば半導体の製造が追いついていないとか、そういった事情のものも5つ、コロナの影響というのが5事業ございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。半導体の影響、今、世界各国あるかなと思いますが、それが繰越して年度が替わっていく中で半導体も入ってくるというような認識でいいのかどうか伺いたと思います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 既に発注してあるもの等ございますので、その辺は受けた業者さん等にメーカーさん等に聞いていただいて対応しているところでございますが、全く止まっているわけではないので、時間をかければ入ってくるということで回答を頂いておりますので、今回繰越しさせて頂いているというような状況でございます。

○丸山隆弘委員 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

第2表繰越明許費補正の質疑を終了します。

以上で、第11号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 第11号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第14号）について、反対の立場で討論いたします。

私はまだ共同給食調理場のことについて、市民ともに理解に至っていないと思います。今回の調査においても、実際にこれは共同調

理場を作って、そのためにやるということにしか感じておりません。

本来、自校式がいいと言われていながら全く手を着けなかったのは、これは市が老朽化したと言っておりますけれども、老朽化させた市の責任です。もう一度原点に戻って、皆さんの気持ちを酌めば、ここまで来ているからという給食センターありきのこういう予算が立ってくるのは全く理解ができないところです。

実際、困窮者がどんどん増えている時代なのに、こういう大きな事業をするためのアリバイ作りのようなこういうものを私は認めること自体がもう既に止めることができないという、そういう感がありますので、今回、そのためにも反対の討論といたしたいと思いません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ただいま議案となっております第11号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第14号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま山田委員から反対理由が述べられました。共同調理場方式の予算が入っている。まだまだ議論の余地があって、自校方式のほうがいいという市民の声も含めて、自らそう考えるため反対するという反対討論でありましたけれども、基本的に共同調理場で進めるというのは議決案件であり、当然その方向で進めるということが決まって、行政側は粛々と遅延することなく進めていくと、そのための予算でもあるということでもありますので、その辺りをしっかりと認識していただいて、本補正予算案を賛成とさせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議題になっております第11号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第14号）に反対する立場から討論に参加させていただきます。簡単に討論とさせてもらいたいと思います。

今回の補正予算の内容については、評価できる事業もあると考えております。第一にコロナ対策であったり、生活困窮者への自立給付事業等、ワクチン接種事業等も入っており、評価したいと思います。

また私自身も訴えてきた学校給食室の冷蔵庫とか回転釜とか、そういった更新の費用も含まれておりまして、現地のスタッフや子どもたちのことを考えると個人的にもうれしいものであります。

そういった中でも、どうしても市政を厳しくチェックする議員としての役割として反対せざるを得ない事業があるということで反対させていただきます。

2点ございまして、1点目は財政調整基金の積立金です。2億6,000万円ありまして、こうしたお金があるのだったら、やはりコロナの拡大、今第6波、大変な状況ですので、生活困窮者等にしっかり支援していくということを政治が行わなくてはならないと思っております。

2点目は、やはり学校給食共同調理場の予算が入っております。こうした中では、共同調理場建設計画を巡っては、契約書も今、議論になりましたし、この経過の中で二転三転する状況もあり、市のずさんな計画と予算の執行が去年は大問題となっております。

そうした問題もあり、児童数がやはり減っていくこと、また保護者の意見、総額の問題、災害のときには各学校が避難所となり、自校方式の給食室の必要性も私はあると思います。また、地産地消、地域経済活性化、農業振興支援などを考えたとき、やはり共同調理場建設は中止、また再考するべきだと考えて、反

対いたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私は、令和3年度新城市一般会計補正予算（第14号）に賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、歳入歳出事業執行見直しによる予算額の調整を主としておりますけれども、また新型コロナワクチン、感染症対策等々の経費が含まれております。これについては、各施設、保育園であったり、こども園であったり幼稚園であったり、そして小児のワクチン接種であったり、学校の校外学習の中止・延期による追加費用であったりというような子どもたちに対する対応もここに含まれているところでございます。

また、市民サービス向上、またその中でも道路・橋梁等の安全確保など、その前倒し事業等もこの中に含まれております。

議論になっておりました学校給食の共同調理場の整備事業、これについては、今回補正予算といたしまして受入れ施設の地盤調査、それから共同調理場本体のほうの敷地の調査が含まれております。これについては、この共同調理場については今までの議論を踏まえて、安全、充実した給食を市内全児童・生徒に届けるために将来にわたってどうしても必要だということで共同調理場方式を採用したわけでありまして、その事業を進めているところであります。

一時受入側の体制、準備が整わないということで、この事業の工期、スケジュールが延びたということもありました。今回はそれを踏まえた受入側の対応ということで、その進捗をスムーズに進めるための調査、共同調理場本体のほうの敷地についても調査ということでありますので、私の期待どおりの共同調理場の建設が進めておられるということを思

いまして、賛成するところであります。

いろいろと細々と申しましたけれども、全体として本補正予算は、市民サービスの向上、そして市の将来を見据えた補正予算、経費であると判断いたしまして賛成といたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第11号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって第11号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案 令和3年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から第14号議案 令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第12号議案から第14号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって第12号議案から第14号議案までの3議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案 令和3年度新城市病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員

○浅尾洋平委員 質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

第15号議案 令和3年度新城市病院事業会計補正予算（第3号）になります。

収益的収入の9ページ、1点ありますが、愛知県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金2億3,225万9千円の主な内容を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 林医事課長。

○林和宏医事課長 本補助金につきましては、患者受入れ体制の整備を目的としまして、新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者の入院病床の確保に対する補助金でございます。

なお、当該病床には新型コロナウイルス感染症患者等を受入れるために休床とした病床も含まれるものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。コロナの患者さんのベッド受入れの状況の補助金だということで理解いたしました。こちらのほうは、ベッド数の数とこれまでの患者さんの数がもし分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 林医事課長。

○林和宏医事課長 今回のこの補正の内容でございますが、第2四半期分7月から9月分のものでございまして、病床数でございますが、時期がございまして、一時期は確定病床6床で休床37床でやっておりましたけれども、9月半ばのときに県の緊急事態宣言が発令されまして、病床確保数17床、休床39床と若干数字のほうが増えているところでござ

います。

入院患者につきましては手元に資料がございません。把握できておりません。すみません、よろしく願いいたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。6床から、9月以降は県の要請もあって17床に増やしたという形で運営したということで理解いたしました。

そういったベッドの確保だとか消毒とか、その運用に今回の補助金の額の計上だということに理解いたしました。

最後1点ですが、今後もこの補助金、ベッドをしっかりと確保するという県のこの補助金というのは、今後も続けていくというか、指導、要請があって病院が運営していくという方向なのかどうか、今後の見通し等がもし分かれば教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 林医事課長。

○林和宏医事課長 現時点では、その補助金がなくなるという情報は入っておりませんので、引き続き国や県の動向を見据えて、要請とともにベッドコントロール等を院内で調整いたしまして、続けていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第15号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第15号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。
よって第15号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会いたします。

散 会 午後3時36分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘